○文部科学省告示第五十三号

放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）第二条の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第十六条第一号の規定に基づき、告示する。

なお、平成十二年科学技術庁告示第二十五号（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関を指定した件）は、平成二十二年三月二十九日限り、廃止する。

平成二十二年三月二十九日　文部科学大臣　川端　達夫

一　名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

二　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○文部科学省告示第五十四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）第二条の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第十六条第一号の規定に基づき、告示する。

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し機関を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十八号）は、平成二十二年三月二十九日限り、廃止する。

平成二十二年三月二十九日　文部科学大臣　川端　達夫

一　名称　財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

二　住所　東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○文部科学省経済産業省告示第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣　川端　達夫
経済産業大臣　直嶋　正行

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する規則

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則（昭和五十五年科学技術庁通商産業省告示第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号ハを削る。

第四条第一項第一号及び第五条第一項第二号中「第二条第一項第七号ロ及びハ」を「第二条第七号ロ」に改める。

第五条第一項第二号中「＋13,050,000×（P－Q）」及び「Qは、当該所在都道府県等に係る原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等のうち二以上の所在都道府県等に係るものが存する場合にあつては、当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等に係る所在都道府県等の数の逆数を一から減じて得た数の総計、それ以外の場合にあつては、零」を削る。

第十条中「毎四半期（第四・四半期を除く。）終了後二十日以内に前期における交付金事業の実施状況に関し、様式第五による交付金事業実施状況報告書を所管大臣に提出しなければならない。ただし、当該四半期に交付金事業を完了し、又は廃止した交付金事業者については、この限りではない。」を「所管大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第五による交付金事業実施状況報告書を所管大臣が要求する期日までに提出しなければならない。」に改める。

第十九条第一号中「放射線集中監視所とを結ぶための」を「放射線集中監視所及び中央情報処理機関の相互の間を結ぶ」に改め、「並びに中央情報処理機関が実施する情報処理に対する補助に係るもの」を削る。

附　則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

○文化庁告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年三月二十九日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
壱岐古墳群	平成二十一年文部科学省告示第六号	壱岐市（長崎県）

○厚生労働省告示第百十一号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の五第二項において準用する第十九条の六の四第一項の規定に基づき、平成二十二年二月二十四日付けをもって次のように登録研修機関の登録の更新をしたので、同法第十九条の六の十七の規定に基づき、公示する。

平成二十二年三月二十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　登録研修機関の名称及び住所
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

二　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人日本総合病院精神医学会
東京都文京区本郷二丁目十四番四号

三　研修の種類
精神保健指定医研修会
更新研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第一項の規定に基づくもの）

四　登録期間
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○農林水産省告示第五百五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項の規定に基づき、粗糖の平均輸入価格を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき、当該平均輸入価格及びその適用期間を告示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき　六〇、三二〇円

適用期間　平成二十二年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第五百六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第九条第一項第一号ハの規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額を次のように定めたので、同条第四項において準用する同法第六条第二項の規定に基づき、当該農林水産大臣の定める額及びその適用期間を告示する。

平成二十二年三月二十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

農林水産大臣の定める額　一、〇〇〇キログラムにつき　八四四円

適用期間　平成二十二年四月一日から六月三十日まで